## 平成 28 年 2 月

## 遊佐町農業委員会第11回総会議事録

- 1. 開催日程 平成 28 年 2 月 25 日 (木) 午後 2 時 00 分~5 時 00 分
- 2. 場 所 遊佐町役場 2階 202 会議室
- 3. 会議に付した議案

報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項2 賃借料の変更通知書の受理について

議第50号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

議第51号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

議第52号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請について

議第53号 非農地証明願いについて

議第54号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

議第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

## 4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名
1	今 井	彰	2	佐藤	重一	3	伊原で	トとみ			
5	齋 藤	誠喜				7	川俣	義昭	8	渡 会	健
9	菅原	幸男	10	荒生な	あや子	11	今野	一彦	12	鈴木	寿一
13	本間	克修	14	菅原	寛志	15	佐 藤	充	16	髙橋	正樹

## 5. 欠席委員 (2名)

番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名
4	池田	俊明	6	石垣	敏勝						

6. 事務局出席者 (3名)

堀 修事務局長、今野信雄次長、佐藤 結主事

- 7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)
- 8. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会2月定例会を開催します。
事物 问 及	はじめに、10番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお
	順いします。
	(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
10 巫类化士 めフ禾巳	
10 番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。
	欠席委員2名、出席委員14名で過半数の委員が出席しておりますので、
	農業委員会に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立して
	おります。
	以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします
会長	最近、暑くなったり、寒くなったりと気象の変動が激しいようです。風邪
	をひかないよう自己管理程宜しくお願いします。
	企業の農地所有について、政府は国家戦略特区法の改正案を今国会に提出
	することを決めました。農業分野の抜本的改革を柱にしたい考えで、農地の
	荒廃を防ぐ措置を条件に特区内で企業の農地所有を解禁する案が有力だと
	言っています。農業生産法人の出資制限を緩和し、企業が 1/2 以上出資でき
	るようにする。農業関係者以外の経営支配が可能になり、実現すれば農業者
	だけに農地の所有権取得を認めてきた農地制度の大転換となります。ちなみ
	に現在企業が農業法人に出資できる比率は原則 25%以下に制限されていま
	す。4月に施行される改正農地法で出資制限の比率は50%未満に緩和されま
	す。特区の指定を受けている兵庫県の市では、農業委員会の業務の市への移
	管とういう規制改革事項を提案し勝ち取った所もあります。果たして、こん
	なことでしっかり農地を守ることができるのか心配でなりません。これから
	も注視していきたいものです。
	本日は、2月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいます
	ようお願いしまして、挨拶と致します。
事務局長	ありがとうございました。
	それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規程」に
	より、会長が当たることになっておりますので、髙橋会長より議長をお願い
	します。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名
	人の選任を行います。
	恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ござ
	いませんか。
	(異議なしの声)
	では3番伊原ひとみ委員、5番齋藤誠喜 委員にお願いします。
	なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。
	それでは、総会次第に基づき進行いたします。

	始めに、報告事項の番号1から2について、事務局より説明願います。 (東次日長 バンエ) ************************************
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。
	報告事項1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
	合計3件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となってお
	ります。
	番号 70 計 5 筆、8,345 ㎡
	番号 71 計 3 筆、15,170 ㎡
	番号 72 計 4 筆、7,007 ㎡
	以上3件、全て相続による所有権の取得です。
	報告事項 2. 賃借料の変更通知書の受理について
	番号44から番号52までは、借人はすべて同一人です。
	番号 44 計 1 筆、5,961 ㎡
	変更前の賃借料は21,000円で、これを18,000円に変更します。
	番号 45 計 1 筆、3,131 ㎡
	変更前の賃借料は21,000円で、これを18,000円に変更します。
	番号 46 計 1 筆、2,063 ㎡
	変更前の賃借料は21,000円で、これを18,000円に変更します。
	番号 47 計 1 筆、5,521 ㎡
	変更前の賃借料は15,600円で、これを15,000円に変更します。
	番号 48 計 3 筆、9,485 ㎡
	変更前の賃借料は 16,400 円で、これを 12,000 円に変更します。
	番号 49 計 4 筆、19,911 ㎡
	変更前の賃借料は 18,000 円で、これを 16,000 円に変更します。
	番号 50 計 6 筆、14,644.40 ㎡
	変更前の賃借料は 18,000 円で、これを 16,000 円に変更します。
	番号 51 計8筆、15,699 m²
	変更前の賃借料は 15,000 円で、これを 12,000 円に変更します。
	番号 52 計 1 筆、3,548 ㎡
	変更前の賃借料は21,000円で、これを18,000円に変更します。
	番号 53 から 55 は全て農地利用円滑化団体である農協を通した契約で、借
	人はすべて同一人です。
	番号 53-1、53-2 計 3 筆、10,463 ㎡
	船津田を 21,000 円から 19,000 円に、上野沢を 13,000 円から 11,000 円に、
	上野沢を 16,000 円から 14,000 円に変更します。
	番号 54-1、54-2 計 7 筆、17,795 ㎡
	野沢道と船津田を 21,000 円から 19,000 円に、上野沢を 16,000 円から、
	14,000 円に変更します。

	番号 55-1、55-2 計 8 筆、7,985 ㎡
	仁田々と宅内を 22,000 円から 19,000 円に、上野沢を 13,000 から 11,000
	円に変更します。
	以上です。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。
成人	(質問、意見無し)
	無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。
	議第50号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務
	局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。
	農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立
	した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になって
	おります。
	個別にご説明いたします。
	番号 238 計 3 筆、12,390 ㎡
	解約の事由は契約期間変更のためで、解約後は議第55号(2)番号719で同
	一人と契約します。
	番号 239 計 2 筆、36,000 m <sup>2</sup>
	解約の事由は耕作不便のためで、解約後は議第55号(2)番号716で第3者
	と契約します。
** F	以上です。 ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・
議長	意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
	無いようですので、お諮りします。議第50号 農地法第18条第6項の規
	定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願い
	ます。 (在席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。
	次に議第51号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
	事務局の説明を求めます。
+2k D G	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長 	(議案書、朗読説明) 
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は2頁をご覧下さい。
	農地法第3条による所有権の移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げ

	る効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 個別にご説明いたします。 番号 16 計 1 筆、307 ㎡ 贈与による所有権の移転です。譲受人の田に囲まれた場所にあり、杉沢の 其般軟件にかかる用です。お別地区担当の全既委員に現地調本なお願いして
	基盤整備にかかる田です。杉沢地区担当の今野委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。 番号 17 計 1 筆、759 ㎡
	10a あたり 300,000 円で総額は 227,700 円で売買による所有権の移転で
	す。 譲受人の希望によるもので、これまでも相対で譲受人が作付していた畑を
	購入するものです。
	尚、現地調査を、稲川地区担当の今井委員にお願いしておりますので、補
	足説明などありましたら後程よろしくお願いいたします。
	番号 18 計 1 筆、517 ㎡ 贈与による所有権移転です。譲受人の父親が譲渡人と売買をしていたもの
	の、登記を変更しないまま今に至ったため、改めて所有権移転の許可を取る
	ものです。
	尚、現地調査を高瀬地区担当の鈴木寿一委員にお願いしておりますので、
	補足説明等あるましたらお願い致します。
議長	それでは、番号 16 について 11 番今野委員より報告願います。
	(11番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
11番今野一彦委員	14日に現地調査に行ってきました。雪がありあまりよく現状がわかりま
	せんでしたが、あちらこちらに笹竹が生えておりました。今回、贈与で所有
	権移転という事で面積も307㎡ですし、場所も見て頂ければわかるように譲
	受人の土地の中に申請地がありますので贈与で問題無いと思います。
議長	それでは番号17について1番今井委員より報告願います。
   1 番今井彰委員	(1番今井彰委員が挙手し、議長が指名する) 14日に現地調査に行ってきました。申請地周辺に私の畑もありよく見て
1 留了开彩安良	おりますが、いつもきれいに管理されておりますので何ら問題無いと思いま
	す。
議長	それでは番号 18 について、12 番鈴木委員より報告願います。
	(12番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)
12 番鈴木寿一委員	14日に現地を見て来ました。ちょうど雪もなく申請地の状況を確認する
	ことができました。昨年もきちんと作付けした後もありましたし、事務局の
	説明にもありましたが、売買後登記変更せずに今に至ったようなので問題無
-34. F <sup>-4</sup>	いと思います。
議長	それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありましたが、
	発言のある方は挙手願います。   (原則・音貝など)
	(質問・意見なし)

r	,
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第51号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原
	案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。
	次に、議題 52 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に
	ついて、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。
	農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に掲
	げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えま
	す。個別にご説明いたします。
	審査基準書は3頁をご覧ください。
	番号 21 のみ、新規設定が 1 件です。
	番号 21 計 1 筆、1,600 ㎡
	貸人が経営移譲年金を受給するための使用貸借権の設定です。
	以上です。
議長	それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見
	等はございますか。
	(質問・意見なし)
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第52号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願いし
	ます。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第52号 農地法第3条の規定による使用貸借権設
	定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。
	次に、議第53号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
   議長	事務局より補足説明願います。
HAZZ	(事務局が挙手し、議長が指名する)
<b>本</b> 汝 巳	
事務局	それでは説明いたします。議案書の 14 頁をご覧ください。
	番号8、計1筆、117㎡
	過去に農業用施設用地が建設されており、解体後 20 年以上が経過し、現

	況は宅地になっています。固定資産税宅地で課税されています。
	農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしい
	かご審議をお願いします。
	申請地は都市計画区域外、農業振興地域の農用地外、土地改良事業の受益
	地外となっております。
	審査基準書の5頁に位置図と字限図、補足説明資料の1頁に現況写真を掲
	載しております。
	先日、川俣義昭土地専門部会長、髙橋正樹会長、齋藤誠喜委員の3名で現
	地調査をおこなっておりますので、補足説明がありましたらお願いします。
	番号 9 計 2 筆、1122 ㎡
	耕作放棄地後20年以上経過し成木した松林となっております。固定資産
	税も宅地介在雑種地として課税されております。農地への復元は困難である
	ことから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。
	なお、申請地は都市計画区域内、農業振興地域区域外、土地改良事業の受
	益地外となっております。
	審査基準書の6頁に位置図と字限図、補足説明書の2頁に現況写真を掲載
	しております。
	先日、川俣義昭土地専門部会長、髙橋正樹部会長、佐藤充委員の3名で現
	地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7 番川俣義昭委員	番号8から報告いたします。19日に申請地をみてきました。今、事務局
	からも説明がありましたが解体後20年以上経過しているとの事でしたし、
	補足説明資料の現地調査写真でもわかるように雪で何もわかりませんでし
	たが、両隣が宅地で密接しいましたので農地として復元することは困難では
	ないかと見て来ました。
	番号9ですが、説明にもあったように松林になっており、農地への復元は
	不可能だと見て来ました。
議長	それでは、5番齋藤誠喜委員より報告願います。
	(5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
5 番齋藤誠喜委員	番号8の現地調査を19日に行ってきました。ただ今部会長より報告があ
	ったとおり雪で見えなかったのですが、川俣部会長とも協議して非農地にす
	るのは妥当ではないかと思いました。
議長	それでは15番佐藤充委員より報告願います。
	(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
	番号 9 について報告致します。松林になっている状態でしたの非農地にす
	るのは問題無いと思います。
	私も一緒に現地を見て来ましたが、現地調査を行った委員と同じ意見で
HJX XX	本の相に死地を死亡不よしたが、死地嗣直を行うた安貞と同じ思死しま。
	7 0

ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言の ある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し採決いたします。 議題 53 号非農地証明願いについて、原案の通り可決する事に賛成の方は 挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第53号について原案の通り許可する事に決定いた します。 次に、議第54号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について 事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する) 事務局長 (議案書、朗読説明) 議長 事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) それでは説明いたします。議案書は16頁をご覧下さい。 事務局 番号3 計1筆、225 m<sup>2</sup> 申請地は野沢下集落の北西部に位置し、住宅が連単した地域にあり、分家 住宅を新築するために申請したものです。 また、農業振興地域内の農用地区域外、土地改良事業受益地外、都市区域 外で、野沢下集落の連担した区域にあり、小規模で生産性の低い農地のため、 判断基準のその他の農地で第2種農地と判断されます。住宅用地で集落に接 続していること、周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこ と、土地改良施設への影響もないこと、周辺農地への影響もないことから、 許可相当と判断します。詳しくは、審査基準書の7頁に位置図と字限図、8 頁に立地基準、9頁に一般基準、補足説明資料の3頁に意見書(案)4頁に 現地調査写真を掲載しております。 先日、川俣義昭土地専門部会長、髙橋正樹会長、齋藤誠喜委員の3名で現 地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。 次に番号4について説明します。 番号4 計1筆、77 m<sup>2</sup> 申請地は八日町集落の北東部に位置し、住宅が連たんした区域にあり、駐 車場を整備するために申請したものです。 また、申請地は遊佐の市街地にあり、都市計画区域で第2種住居地域に指 定された区域内にある農地のため、第3種農地に区分されます。第3種農地 については、原則転用可能と考えます。必要な資金も確保しており、転用の 確実性があり、計画面積も駐車場を旋回スペースの配置から適当な面積と考

いことから、許可相当と判断しました。

えられます。土地改良受益地外で、当該施設もなく、周辺農地への影響もな

r	
	詳しくは、審査基準書の 15 頁に位置図、字限図、16 頁に立地基準、17
	頁に一般基準、補足説明資料の5頁に意見書(案)、6頁に現地調査写真を掲
	載しております。
	告日、川俣義昭土地専門部会長、髙橋正樹会長、齋藤誠喜委員の3名で現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いします。 
	次に番号5について説明します。この農用地については、平成27年9月
	総会で遊佐農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を求め
	られた農用地です。現在、計画変更手続き中で、農用地区域から除外中です。
	平成28年2月2日に変更計画の縦覧告示がなされており、今後変更がなさ
	れる予定です。
	この農用地については、10ha 以上の集団農地と接続しており、第1種農
	地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、許可基準の「水産動植
	物の養殖用施設その他これに類するもの」に該当し、他に替える土地がない
	こと、計画面積も適当であること、土地改良受益地外で、当該施設もなく、
	周辺農地へ影響もないことから、許可相当と判断しました。詳しくは審査基
	準書の 20 頁に位置図、字限図、21 頁に立地基準、22 頁に一般基準、補足
	説明資料の7頁に意見書(案)、8頁に現地調査写真を掲載しております。
	先日、川俣義昭土地専門部会長、髙橋正樹会長、佐藤充委員の3名で現地
	調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いします。
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	番号3から報告致します。事務局から説明あったように分家住宅建築のた
	めの転用で周辺の農地への影響は無いと見て来ました。母屋と申請地とは繋
	がっており何ら問題は無いと思います。
	番号4ですが、審査基準書にもあるように駐車場の入口が申請地になって
	いるようです。状況から見ても妥当であると思います。
	番号5についてですが、先ほど説明にもありましたが、県の事業というこ
	とでこれからの遊佐町の水産業に関わる事になると思いますので、積極的に
	関わって成功して頂きたいという気持ちも含めまして妥当であると見て来
	ました。
議長	それでは、5番齋藤委員より報告願います。
	(5番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
5 番齋藤誠喜委員	川俣委員と同じですが、分家住宅の建設ということで現地調査の際に説明
	も聞くことが出来ました。話の内容も含め問題無いと思います。
	■番号4ですが、駐車場を作るということで現地調査をした限り問題無いと
-24	見て来ました。
議長	それでは15番佐藤充委員より報告願います。
	(15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	番号5について報告いたします。鮭のふ化場ということで県の事業で行う
	ということでしたので頑張って頂きたと思います。

議長	私も申請箇所を全て見て来ましたが、許可相当と見て来ました。 ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言の ある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し採決いたします。 議題 54 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案 の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 54 号について原案の通り許可相当の意見書を添 付して、県知事に進達することに決定致します。 次に、議第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農 用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは、補足説明致します。審査基準書30頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用 地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が2件、(2) 利用権の設定が45件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 (1)所有権移転番号13計5筆、7,304㎡ 10aあたりの単価は600,000円で、総額は4,382,400円です。こちらは譲渡人の規模拡大のためで、売買で取得するものです。番号14計2筆、4,833㎡ 10aあたりの単価は186,219円で、総額900,000円です。譲受人の規模拡大のためで、売買での取得です。 (2) 利用権設定番号697計6筆、11,877㎡期間は3年2ヶ月、単価は10aあたり18,000円で同一人と再設定です。番号698計1筆、133㎡期間は3年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。番号699計15筆、27,073㎡期間は3年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。番号700計1筆、463㎡期間は3年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。番号700計1筆、463㎡期間は3年、単価は10aあたり5,000円で同一人と再設定です。

番号 701 計 5 筆、15,980 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 702 計 11 筆、16,068 ㎡

期間は5年、単価は田が10a あたり5,000円、畑が10a あたり2,000で新規に設定です。

番号 703 計 16 筆、18,307 ㎡

期間は5年、単価は田が10a あたり5,000円、畑が10a あたり2,000円で新規に設定です。

番号 704 から 710 まで、借人はすべて同一人です。

番号 704 計 1 筆、3,021 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 705 計 3 筆、1,622 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 706 計 1 筆、206 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 707 計 14 筆、23,468 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 708 計 2 筆、1,731 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 709 計 2 筆、1,524 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 710 計 4 筆、5,688 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 711 計 2 筆、16,276 ㎡

期間は10年、単価は10aあたり25,000円で同一人と再設定です。

番号 712 計 6 筆、18,582 ㎡

期間は10年、単価は10aあたり25,000円で同一人と再設定です。

番号 713 計 2 筆、4,268 ㎡

期間は10年、単価は10aあたり20,000円で同一人と再設定です。

番号 714 計 4 筆、5,240 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 715 計 1 筆、5,734 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 716 計 2 筆、36,158 ㎡

期間は9年2ヶ月、総額400,000円と米1俵で新規に設定です。

番号 717 計 10 筆、18.806 ㎡

期間は 10 年、単価は田が 10 a あたり 17,000 円、畑が 10 a あたり 0 円で、同一人と再設定です。

番号 718 計 2 筆、1,758 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 719 計 3 筆、12,390 ㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。 番号 720 計 5 筆、10,044 ㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で同一人と再設定です。 番号 721 計 1 筆、3,847 ㎡

期間は5年、単価は10a あたり17,000円で同一人と再設定です。番号722 計1筆、2,641 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。番号723計7筆、5.672.65  $m^2$ 

期間は5年、単価は10a あたり17,000円で同一人と再設定です。番号724 計4筆、7,194㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。番号 725 計 4 筆、3,305.64 ㎡

期間は10年、単価は10a あたり19,000円で同一人と再設定です。番号726 計6筆、16.302 ㎡

期間は5年、単価は10a あたり17,000円で同一人と再設定です。番号727 計3筆、6,544 m<sup>2</sup>

期間は5年、単価は10a あたり17,000円で同一人と再設定です。番号728 計3筆、4,473 ㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。 番号 729 計 1 筆、1,711 ㎡

期間は3年、物納150kgで同一人と再設定です。

番号 730 計 4 筆、4.613 ㎡

期間は3年、単価は10aあたり19,000円で同一人と再設定です。 番号731は農地円滑化団体である農協を通した契約です。

番号 731-1.2 計 1 筆、3,131 ㎡

期間は9年9ヶ月、単価は10aあたり12,000円で新規に設定です。 番号732から741まで、農地中間管理機構を通した契約で、借人は すべて公益財団法人やまがた農業支援センター理事長細谷知行です。 番号732 計4筆、4,425㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 733 計 5 筆、7.818 ㎡

期間は10年、単価は10aあたり17,000円で新規に設定です。

番号 734 計 4 筆、9,453 ㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。番号 735 計 3 筆、4,266 ㎡

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。 番号 736 計 1 筆、2.046 ㎡

期間は10年、単価は10aあたり17,000円で新規に設定です。

r	
	番号 737 計5筆、5,176 ㎡ 期間は10年、単価は10 a あたり17,000円で新規に設定です。 番号 738 計1筆、2,224 ㎡ 期間は10年、単価は10 a あたり17,000円で新規に設定です。 番号 739 計7筆、20,079 ㎡ 期間は10年、単価は10 a あたり17,000円で新規に設定です。 番号 740 計6筆、6,917 ㎡ 期間は10年、単価は10 a あたり17,000円と15,000円で新規に設定です。 番号 741 計7筆、7,681 ㎡ 期間は10年、単価は10 a あたり17,000円と15,000円で新規に設定です。
	ありがとうございました。
	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。 (15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	2月19日に、この会議室で5名の委員が出席して、農地利用調整委員会
	を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総
	会に提出しております。
議長	事務局より補足説明があるようなのでお願いします。
+76 U	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	番号 731 についてですが、賃借人が酒田市の農事組合法人です。酒田市の
	最高賃借料が10aあたり12,000円ということで、今回酒田市の賃借料に合わせたようです。
	農地中間管理事業のやまがた農業支援センターとの契約については、今年
	度の最終の追加分となります。名義が変わった、手続きを忘れていた方の分
	を今回最終で総会に諮りました。申請締め切り後も何件か問い合わせがあり
	ましたので、他にもいるのではないかと心配しております。手続きが終わっ
	てから亡くなられた方もいらっしゃいますので、リストを作り随時手続きを
	行う予定です。 乗号 702 702 についてですが、現在広野地区で地域など 1 換力隊で活動
	番号 702、703 についてですが、現在広野地区で地域おこし協力隊で活動
	している方が賃借人の元で農業を教えて頂きながら新規就農するとのこと
	でした。今までも山手の方で草刈りや農作業を手伝っていたこともあります
	し、審査基準書を見て頂いても分かるようにかなり広範囲で尚且つ分散して
	いるようなので農業委員の方も心配されると思いますが、本人も場所は全て
	把握しておりますし、賃借人も認定農業者でもありますのできちんと指導し
	て頂けると思います。最終的には農地を取得できるレベルまでくれば売買で
	取得をしたいと考えているようです。この申請地は、後継者がいない状態で
	賃貸人も施設に入所しており耕作して頂ける方を探していました。今回申請
	地の状況もわかったうえで賃借人の元で新規就農をしたいという方が手を

	挙げて頂いたことに胸を撫で下ろしている次第です。
議長	それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見
	等はございますか。
	(14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
14 番菅原寛志委員	番号 738 以降、賃借料が 17,000 円となっていますが、何か理由があるの
	ですか。
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。今回申請に上がっている案件については大概法人で作付
	け致します。その際、12 月の総会の時もご説明致したと思いますが遊佐町
	の参考賃借料や共済の収量を基に賃借料を設定致しました。
	蕨岡法人、南西部法人については共済の収量を元に賃借料を算定しました
	し、杉沢については、法人内で賃借料を設定してもらいました。
議長	他に何かありませんか。
	(質問・意見なし)
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
	願います。
	(委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
	規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに
	決定いたします。以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。
	(委員、事務局共になし)
	無いようですので、これで2月の定例総会を閉会します。
	ご協力ありがとうございました。